

町制施行50周年記念ロゴマーク使用取扱規程

令和5年3月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、町制施行50周年を記念して制作されたロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用許諾料)

第2条 ロゴマークの使用許諾料は、無料とする。

(使用できる者)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1)木城町の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2)自己の商標や意匠とするなど、独占的に利用するとき又は利用するおそれのあるとき。
- (3)法令又は公序良俗に反するとき又は反するおそれのあるとき。
- (4)特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又は誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5)前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不相当であると木城町長（以下「町長」という。）が認めるとき。

(使用手続)

第4条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して町長に提出し、ロゴマークの使用を開始する前までに承認を受けていなければならない。

2 前項の申請を承認したときは、町長は、ロゴマーク使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、ロゴマークの使用が次の各号にあたる場合は、使用手続きを省略することができる。

- (1)木城町がその業務の目的において使用する場合
- (2)木城町が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合
- (3)ロゴマークの使用が著作権法に定める著作権の制限に該当する場合
- (4)その他申し出ることを必要としないと町長が認めた場合

4 使用承認する期間は、最長3年とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて町長が別に定める町制施行50周年記念ロゴマークガイドラインを遵守するものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

2 前条の規定に基づき使用承認を受けてロゴマークを使用する者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1)承認された用途のみに使用し、管理者が指示する使用条件に従うこと。
- (2)第4条の承認を受けた者は、ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転嫁しないこと。
- (3)ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4)期間を遵守すること。
- (5)使用開始に先立ち完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真等の外観がわかるものをもって代えることができる。

(使用の取消)

第6条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったときその他この規程に違反したときは、町長は、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用承認を受けた者に損害が生じても、町長は、その責めを負わない。

(賠償責任等)

第7条 ロゴマークの承認を受けた者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定に違反する者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

木城町長 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

次のとおり、ロゴマークを使用したいので申請します。

使用目的	
使用物件※	
規格	
製作数	
販売予定価格	
使用期間	年 月～ 年 月（最長3年）
連絡先	担当者氏名： 電話番号：

※使用デザイン案を添付してください。

ロゴマーク使用承認書

上記のとおりロゴマークの使用について承認します。
承認番号 第 号
年 月 日
木城町長